

【申立人みきによるコメント】

このたび、かねてより京都家庭裁判所に申し立てていた家事審判について、「却下」との審判が出ました。

この間、たくさんのご支援をいただいていたにもかかわらず、このような審判で非常に残念です。

- 審判の中で、裁判所は、私が憲法判断の前提として訴えた主張を、基本的にすべて認めてくれました。すなわち、
 - ・ 性同一性障害者にとって法令上の性別の取扱い変更を受けることは重要な法的利益
 - ・ 婚姻は安定的で充実した社会生活を送る基盤で人格的存在と結びついた重要な法的利益
 - ・ 非婚要件は上記の両者の二者択一を迫るものであるという点において重要な法的利益を制約するもの
 - ・ (法令上の) 同性婚を認めない民法及び戸籍法等の諸規定は各地の下級裁判所で違憲又は違憲状態との判断をしており、少なくとも婚姻（継続）の自由又は権利は憲法13条及び24条1項によって保障された人権として認める余地はあるという旨を認めています。
- しかしながら、（一言で言えば）婚姻制度の具体的内容は憲法24条2項で立法裁量に委ねているから、民法及び戸籍法に依拠している特例法の「非婚要件」が違憲であるとは言えない、という判断となりました。
- 立法府が憲法24条2項に基づいて制度を定めるに当たっては、当然、憲法13条や24条1項の内容の範囲内でなければならないことは自明なのであって、「24条2項で立法裁量が認められているから13条や24条1項によって保障された人権として認める余地があってもそれを制限することは許容される（違憲ではない）」というのは無茶苦茶な責任放棄であると言わざるを得ません。
- 憲法13条や24条1項によって保障された人権を守らなければならないからこそ、24条2項に基づいて為されている（法令上同性どうしが婚姻できないという）民法及び戸籍法、この特例法等がおかしい、という判断をすべきであったと強く思います。
- これだけ申立人の重要な主張を認めているにもかかわらず、肝心の法の解釈において司法による違憲立法審査権や、立法による救済が困難な少数者の権利を守る司法の役割を事実上放棄していると言わざるを得ず、極めて不当であると考えます。弁護団と相談の上、大阪高等裁判所に抗告して引き続き闘いたいと思います。
- 改めて皆様にご理解いただきたいこと
 - ・ ただでさえ全人口の0.3%とも言われる当事者の中でも、同性に性的指向が向き、かつ婚姻していて、ともに離婚を望まないという人は、本当に少数であると考えられます。だからこそ、司法に救済を求めています。
 - ・ なのに、「立法がダメだと言ってるからダメ」という理屈は、本当に酷い。2022年の「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁判決と同様の、あるいはそれより酷い立法裁量論による責任放棄だと思っています。
 - ・ 司法は何のためにあるのか、改めて問いたいと思います。
 - ・ 引き続き皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

2025年3月19日 「うちら裁判」 申立人 みき